

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のみなさまへ～
主な手続きのご案内

南アルプス市

2025年度

各手続きはおくやみコーナーをご利用ください。
※本庁の各担当の窓口でも手続きできます。

手続きには時間に余裕をもってお越しください
手続きに必要な持ち物をご確認ください(2ページ)

おくやみコーナー
予約フォーム
二次元コード



(詳細はP3)

掲載広告は市の事業と関連するものではありません。広告へのお問い合わせ等は株式会社ジチタイアドまでお願いします。 電話 092-716-1401(代表)



マチレ^{tt}

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2025年5月発行 発行:南アルプス市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

ご遺族メモ

目次

おくやみ手続きの際にお持ちいただくもの	2
おくやみコーナーのご案内	3
委任状に関するご案内	4
法定相続情報証明制度	4
相続人となる人は	5

亡くなった方に関する手続き

印鑑登録、マイナンバー、戸籍・住民票請求等	6
年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等	7
国民健康保険、後期高齢者医療保険	8
介護保険	9
市税関係	10
福祉に関する各種返還、請求	12

死亡に関連して生じる手続き

上下水道等	14
児童手当、子ども医療費助成等、市営住宅	15
その他、市役所以外で行う必要がある手続き(ご案内)	16
死亡に関する手続きに関してよくある質問	18

連絡先

南アルプス市役所(本庁)

〒400-0395 南アルプス市小笠原376番地 電話055-282-1111(代表)

おくやみ手続きの際にお持ちいただくもの

下記の内該当するものをお持ちください。

●来庁される方のもの

☐ 本人確認書類 下記のどちらかをご準備ください。

・顔写真付きのもの(下記より1点)
マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート、各種手帳 など

・顔写真のないもの(下記より2点以上)
健康保険被保険者証または資格確認書、
介護保険証、年金手帳、年金証書 など

▶ 来庁される方が法定相続人ではない場合、次の書類が必要です。

☐ 委任状(代理人が手続きする場合)

年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求等を代理人が行う場合

☐ 遺言書(遺言書によって相続人となられた場合)

相続人代表者が法定相続人でなく、遺言書によって相続人となった場合は、遺言書
(公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言(検認済みのもの))をお持ちください。

●各手続きのために必要なもの 各手続きの案内ページをご参照ください。

亡くなった方が…

- | | |
|---|-------|
| ☐ 国民年金の加入者・受給者の方 | 7 |
| ☐ 後期高齢者医療制度または国民健康保険の加入者の方 | 8 |
| ☐ 65歳以上の方(介護保険の加入者) | 9 |
| ☐ 市県民税・軽自動車税・固定資産税がある方 | 10・11 |
| ☐ 障がい者またはその保護者の方 | 12・13 |
| ☐ 18歳未満のお子さんがある方、18歳未満の方 | 15 |
| ☐ 市営住宅に居住されていた方 | 15 |

※紛失等で見つからないものがある場合はご相談ください。

●税金の振替口座の変更を希望する方

☐ 変更後のキャッシュカード

キャッシュカードの持参があれば、金融機関窓口の時間外でも市税(市県民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険)の口座振替の申込ができます。

※振替口座の通帳と届出印があれば、各金融機関窓口でもお手続きができます。

その他、市役所から交付された証書類等で手続きがご不明なものもご持参ください。

おくやみコーナーのご案内

南アルプス市では、戸籍市民課の窓口におくやみコーナーを開設しています。身近な方がお亡くなりになった後の市役所での手続きについて、必要書類作成などの支援や各窓口のご案内をします。

おくやみコーナーでできること

- 書類の作成のお手伝いをします

事前予約時に住所・氏名・生年月日等の基本情報を伺い、情報の一部を印字した申請書等を用意します。

- 死亡に関する手続きをまとめて受付できます

複数の課にまたがる手続きを1か所でできます。

※手続き内容によっては担当課へご移動いただく場合があります。

対象

亡くなった方(市内在住者)のご遺族

場所

市役所本館1階 戸籍市民課

利用方法(予約制)



予約期限

利用希望日の2日前(土日祝日、年末年始を除く)まで
(月曜日に利用を希望する場合は、前週の木曜日までに予約が必要です)

予約受付時間

電話予約 開庁日の8時30分から16時30分まで
電話**055-282-2192**(おくやみコーナー専用)

インターネット予約 24時間

予約フォーム二次元コード▶



ご利用時間枠

① 9時00分～ ② 13時15分～ ③ 15時30分～

委任状に関するご案内

死亡に伴う年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理の方が行われる場合は、委任状が必要となりますので事前にお問い合わせください。

●委任状の様式

・証明発行用

※委任状は各窓口、または南アルプス市ホームページで配布しています。

・年金事務所用

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。

年金事務所用の委任状は、市役所国保年金課、または日本年金機構のホームページで配布しています。

●お問い合わせ

- | | | |
|-------------------|----------|----------------|
| ・戸籍(除籍)謄本・住民票について | 戸籍市民課 | 電話055-282-6094 |
| ・税に関する証明書について | 税務課市民税担当 | 電話055-282-7379 |
| | 税務課資産税担当 | 電話055-282-6093 |
| ・年金手続きについて | 国保年金課 | 電話055-282-7248 |
| | 竜王年金事務所 | 電話055-278-1105 |

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

相続登記にも利用できる 法定相続情報証明制度

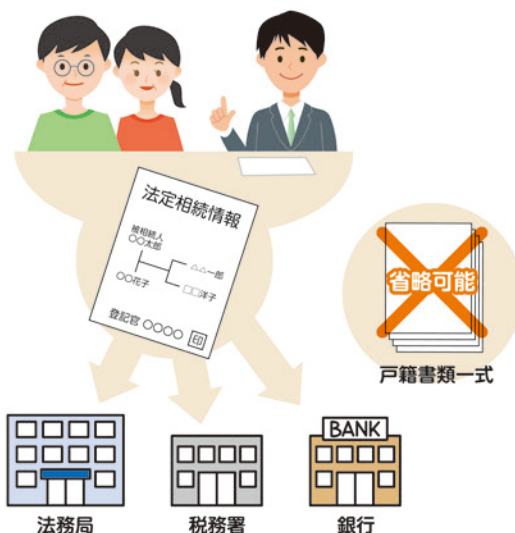
相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であることを証明する制度です。これまでは、申請先ごとに戸籍・除籍謄本を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成していただくことにより、戸籍・除籍謄本を何度も提出する必要がなくなります。

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
遺族年金・未支給年金の請求、死亡保険金の請求 など

※被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、
本制度を利用することができません。

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成



問合せ先 甲府地方法務局 電話055-252-7151 (音声案内2)

相続人となる人は

相続人の順位

◎配偶者は常に相続人になります。

※先順位の者がいない場合に後順位の者が相続人になります。

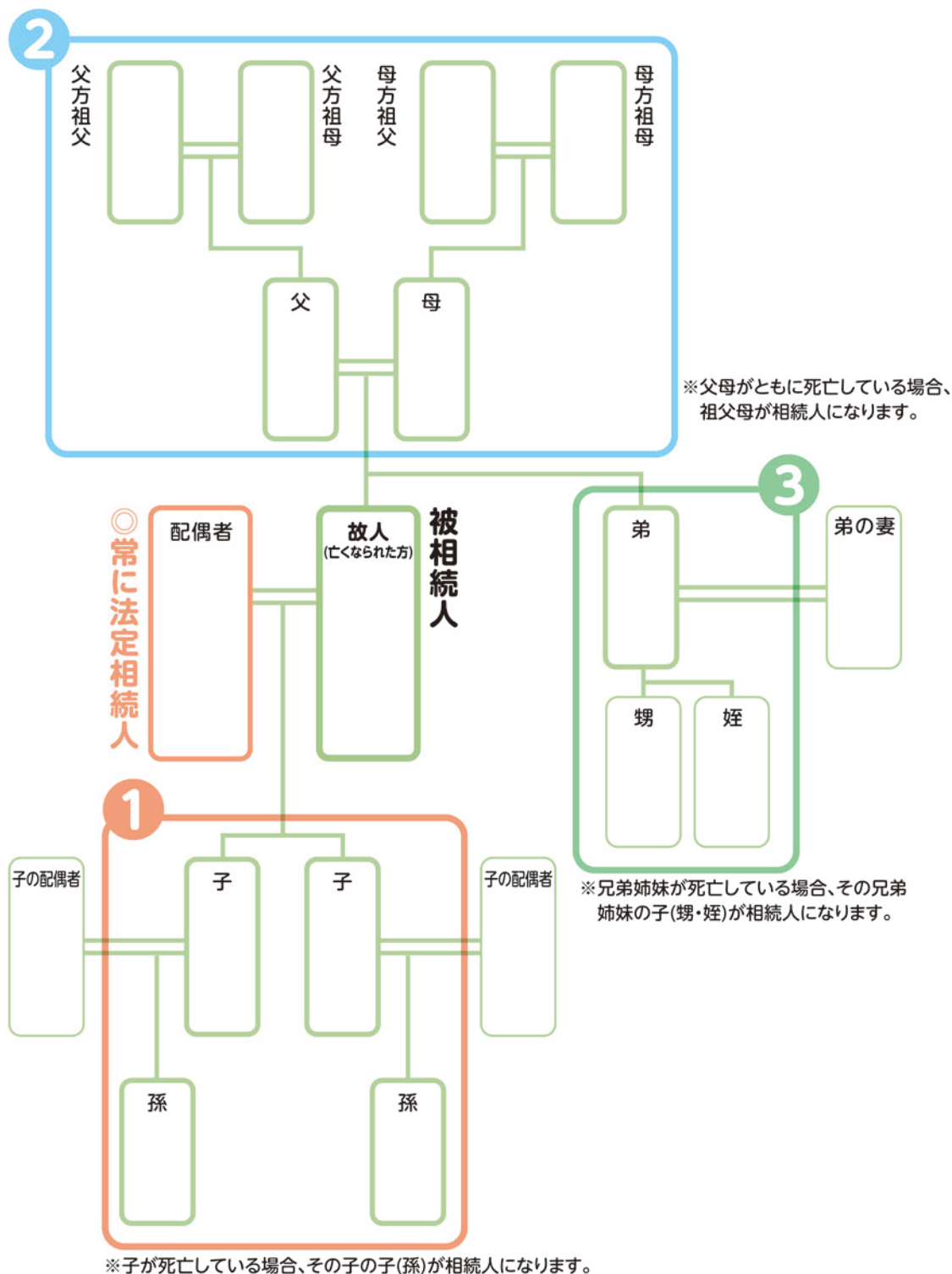
① 第1順位 直系卑属

② 第2順位 直系尊属

③ 第3順位 兄弟姉妹

※第1順位がいない場合のみ相続人となります。

※第1・2順位がいない場合のみ相続人となります。



亡くなった方に関する手続き (印鑑登録、マイナンバー、戸籍・住民票請求等)

〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口	
			本庁・担当課	支所
☐	印鑑登録されている方	●印鑑登録証(カード)の返却 □亡くなった方の印鑑登録証	戸籍市民課 本館1階 22番窓口 電話282-6094	各窓口 サービス センター
☐	マイナンバー カードをお持ち の方	●返却不要です。		

●戸籍等が必要な方

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口	
			本庁・担当課	支所
☐	戸籍等が 必要な方	戸籍を請求できる人は、本人・配偶者・直系血族の方となります。 死亡の記載のある戸籍は、発行できるようになるまで届出から1週間～3週間程度かかります。 処理状況は本籍地の役所にお問い合わせください。 ●本籍地が南アルプス市 □請求者の本人確認書類 ・顔写真付きの公的証明書1点 または ・顔写真のない公的証明書2点以上 ※本人・配偶者・直系血族以外の方が請求する場合 (□請求する根拠が確認できる書類 遺言書、その他相続権が確認できる書類等) ●本籍地が南アルプス市以外(広域交付) □請求者の本人確認書類 ・顔写真付きの公的証明書1点 ※顔写真のない本人確認書類では発行できません。 ※本人・配偶者・直系血族以外の方は本籍地に直接 で請求ください。	戸籍市民課 本館1階 22番窓口 電話282-6094	各窓口 サービス センター

亡くなった方に関する手続き (年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求等)

年金

〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口
			本庁・担当課
☐	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金・死亡一時金・寡婦年金などの請求 ※まずは、右記の窓口でご相談ください。 ☐ 亡くなった方の年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 請求者のマイナンバーが分かる書類 ☐ 請求者の戸籍謄本(配偶者であれば不要) ※上記以外に他の書類等も必要です。	国保年金課 本館1階 23番窓口 電話282-7248
☐	国民年金のみを受給している方	●未支給年金・遺族基礎年金・寡婦年金などの請求 ※まずは、右記の窓口でご相談ください。 ☐ 亡くなった方の年金証書及び年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 請求者の預貯金通帳 ☐ 請求者のマイナンバーが分かる書類 ☐ 請求者の戸籍謄本(配偶者であれば不要) ※上記以外に他の書類等も必要です。	竜王年金事務所 (お客様相談室) 電話278-1105
		●死亡届 ☐ 亡くなった方の年金証書及び年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 亡くなった方の住民票除票、死亡診断書の写し等	ねんきんダイヤル (予約受付専用電話) 0570-05-4890
☐	厚生年金(及び国民年金)を受給している方	竜王年金事務所、またはねんきんダイヤルへ直接お問い合わせください。 竜王年金事務所(お客様相談室) 電話278-1105 ねんきんダイヤル(予約受付専用電話) 0570-05-4890	
☐	共済年金を受給している方	※各共済組合へ直接お問い合わせください。	
☐	農業者年金を受給している方	●死亡届、未支給年金請求 ※まずは、下記の窓口でご相談ください。 JA南アルプス市金融部 年金課 電話283-7117	
☐	企業年金を受給している方	各企業年金基金等または企業年金連合会(年金相談室)	

亡くなった方に関する手続き (国民健康保険、後期高齢者医療保険)

保険

〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口
			本庁・担当課
☐	国民健康保険に加入している方または国民健康保険の加入者がいる世帯主	●資格喪失 ☐ 国民健康保険被保険者証または資格確認書(亡くなった方のもの) 【亡くなった方が世帯主の場合】 ☐ 国民健康保険被保険者証または資格確認書(世帯の加入者全員のもの)	国保年金課 本館1階 23番窓口 電話282-7248
☐		●葬祭費支給申請(亡くなった方が加入者の場合) ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 喪主と故人の方が分かる資料 (会葬礼状、葬儀日程表等の喪主と故人の氏名が確認できる資料) ☐ 喪主名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 喪主の印鑑(認印) ☐ 委任状【喪主が複数の場合】 →ホームページから申請書をダウンロードできます。その申請書の「委任欄」を使用して、署名・押印の上、持参することも可能です。	
☐		●送付先変更届(亡くなった方が世帯主の場合) ☐ 手続きする方の本人確認書類	
☐	後期高齢者医療保険に加入している方	●保険証等の返還 ☐ 後期高齢者医療保険証または資格確認書 ☐ 限度額認定・標準負担額減額認定証(該当の方) ☐ 限度額適用認定証(該当の方)	国保年金課 本館1階 23番窓口 電話282-7248
☐		●葬祭費支給申請 ☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 喪主と故人の方が分かる資料 (会葬礼状、葬儀日程表や領収書等で喪主と故人の氏名が確認できる資料) ☐ 喪主名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 喪主の印鑑(認印)	
☐		●高額療養費支給申請、後期保険料還付請求 ☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 申請者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 申請者の印鑑(認印) ☐ 申請者が法定相続人であることが確認できる書類 (南アルプス市に本籍がある方は不要) ※申請できるのは法定相続人の方に限ります。	
☐		●送付先申請 ☐ 手続きする方の本人確認書類	

亡くなった方に関する手続き(介護保険)

介護

〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口	
			本庁・担当課	支所
☐	65歳以上の方 または介護認定 を受けている方	●介護保険被保険者証などの返還(亡くなった方のもの) ☐ 介護保険被保険者証(緑色) ☐ 介護保険負担割合証(該当の方) ☐ 負担限度額認定証(該当の方) ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(該当の方) ●相続人代表届出(介護保険料、高額介護サービス費の精算) ☐ 相続人代表者の通帳またはキャッシュカード ☐ 相続人代表者の印鑑(認印) ※相続人代表者と口座名義人が異なる場合は、 口座名義人の印鑑(認印)も必要です。 『相続人代表』…法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。 所有権や相続割合等を決めるものではありません。 ●介護認定申請取下げ書届出(該当の方)	介護福祉課 新館1階 33番窓口 電話282-6179	各窓口 サービス センター
☐	緊急通報装置 (ふれあいペン ダント)の貸与が ある方	●緊急通報装置の撤去・返還 ※右記に連絡し、手続きを行ってください。	介護福祉課 新館1階 33番窓口 電話282-7347	
☐	食の自立・見守りサービス(配食サービス)を利用している方	●食の自立・見守りサービス(配食サービス)の利用停止 ※右記に連絡し、利用停止の手続きを行ってください。		
☐	認知症高齢者等 見守りSOSネット ワーク事業及 び見守りシール 交付事業に登録 している方	●事前登録内容変更(廃止)届出書の提出 ☐ 申請者の方の印鑑(認印)		

亡くなった方に関する手続き(市税関係)

税

〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口
			本庁・担当課
☐	市・県民税が課税されている方	●市・県民税に関する相続人代表者指定届の提出 ☐ 相続人代表となる方の本人確認書類 【相続人代表が同一世帯以外の方の場合】 ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等)	税務課 本館1階 14番窓口 市民税担当 電話282-7379
☐	原動機付自転車等(南アルプス市ナンバー)の車両を所有している方	●名義変更 ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ●廃車 ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ☐ ナンバープレート ※相続人でない方が手続きする場合は相続人となる方からの委任状が必要です。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。 【☐座振替の手続きをされる方】 ☐ 新たに申込される方のキャッシュカード	
☐	軽自動車税減免を受けられている車両の所有者、または手帳対象者・運転者に指定されている方	●軽自動車税減免変更届出書の提出 ☐ 減免車両の対象者の本人確認書類 【別の軽自動車を減免する場合】 ☐ 自動車検査証または軽自動車届出済証 【運転者を変更する場合】 ☐ 運転者の運転免許証 ※減免を取りやめる場合には必要な書類は特にありません。届出書の提出のみお願いします。	

[相続人代表]…亡くなった方の市税にかかる賦課徴収及び還付に関する書類を受領していただく相続人の代表者です。固定資産税については、相続登記が完了するまでの一時的なもので、相続を確定するものではありません。

※お持ちの固定資産(土地・建物等)が不明な場合は、「土地家屋名寄帳」を取得することにより確認できます。

〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口
			本庁・担当課
☐	固定資産をお持ちの方	●固定資産税に関する相続人代表者指定届の提出 ☐ 相続人代表となる方の印鑑(認印) ☐ 相続人代表となる方の本人確認書類 【相続人代表が同一世帯以外の方の場合】 ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) 【口座振替の手続きをされる方】 ☐ 新たに申込される方のキャッシュカード	税務課 本館1階 14番窓口 資産税担当 電話282-6093
☐	共有名義の固定資産の共有代表をされていた方	●共有代表者の変更 (手続きの説明までとなる場合があります) ☐ 新たに代表者となる方の印鑑(認印)	
☐	未登記家屋をお持ちの方	●未登記家屋の所有者変更 ※登記をされていない家屋(未登記家屋)について所有者を変更(売買・相続)する場合は「家屋所有者変更届」を提出していただきます。	
☐	納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●今後の納税に関する手続き・納付について 【未納がある方】 ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) 【口座振替している方】 ☐ 亡くなった方名義の口座から市税等を振替している場合は口座振替できないため新たに口座振替の手続きが必要です。 【口座振替の手続きをされる方】 ☐ 新たに申込される方のキャッシュカード	納税課 本館1階 15番窓口 電話282-7384

お亡くなりになられた方に未納がないか確認をお願いします

- 相続人(法定相続人)の方は、被相続人(お亡くなりになられた方)に未納の市税がないか、納税課窓口にて確認をお願いします。(※)
- 被相続人に未納市税があった場合、相続人の方に納税義務が承継されますので、必ず確認をお願いします。

※納税課窓口にて、相続人であることを戸籍謄本・本人確認書類にて確認をさせていただきます。

納税課 徴収担当 電話282-7384(直通)

亡くなった方に関する手続き (福祉に関する各種返還、請求)

障がい

〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口	
			本庁・担当課	支所
☐	身体障害者、療育、精神保健福祉各手帳をお持ちの方	●手帳返還届 □ 亡くなった方の手帳	障がい福祉課 新館1階 32番窓口 電話282-6197	各窓口 サービス センター
☐	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	●受給者証返還届 □ 亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院)		
☐	自立支援医療受給者証(更生医療、育成医療)をお持ちの方	●受給者証返還 □ 亡くなった方の自立支援医療受給者証(更生医療、育成医療)		
☐	重度心身障害者医療費助成金を受給している方	●受給資格証の返還 ●振込口座の変更 □ 亡くなった方の重度心身障害者医療費助成金受給資格証 □ 手続きする方の本人確認書類 □ 相続される方の振込先口座が分かるもの		
☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、を受給している方	●資格喪失届または資格消滅届未支払手当請求書 □ 相続される方の振込先口座が分かるもの □ 死亡を証明する書類(例:死亡診断書) □ 受給資格者との続柄を証明する書類		
☐	心身障害者福祉手当を受給している方	●資格喪失届 □ 相続される方の振込先口座が分かるもの(12月中に亡くなった方のみ)		
☐	障がい者タクシー乗車券をお持ちの方	●障がい者タクシー乗車券返還 □ 亡くなった方の障がい者タクシー乗車券		
☐	思いやり駐車区画利用証をお持ちの方	●思いやり駐車区画利用証返還 □ 亡くなった方の思いやり駐車区画利用証		

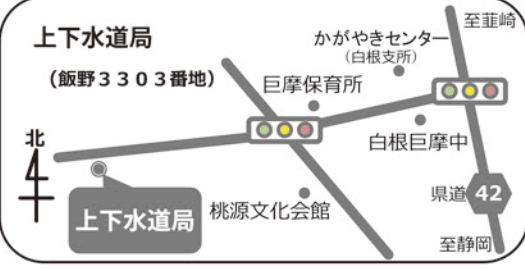
〈市外局番は指定以外は 055-〉

☑	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口	
			本庁・担当課	支所
☐	有料道路障害者割引を受けている方(ETC利用者のみ)	●障害者割引の登録削除依頼 ☐ 亡くなった方の手帳	障がい福祉課 新館1階 32番窓口 電話282-6197	各窓口 サービス センター
☐	障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の各受給者証をお持ちの方	●受給者証の返還 ☐ 亡くなった方の受給者証		
☐	山梨県心身障害者扶養共済制度に加入している方または受給者	●心身障がい者の保護者の方が亡くなったとき 【年金給付請求】 ☐ 亡くなった加入者(保護者)の住民票(除票)の写し ☐ 年金受給権者(障がい者)の住民票の写し ☐ 年金管理者の住民票の写し ☐ 年金受給権者(障がい者)の印鑑(認印) ☐ 年金受給権者(障がい者)の振込先口座が分かるもの ☐ 医師が発行する死亡診断書(原本または原本証明されたもの) ☐ 加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書(指定様式)		
☐		●心身障がい者の方が亡くなったとき 【弔慰金請求】 ☐ 加入者(保護者)の住民票の写し ☐ 亡くなった障がい者の住民票(除票)の写し ☐ 加入者(保護者)の印鑑(認印) ☐ 加入者(保護者)の振込先口座が分かるもの		
☐		●受給者が亡くなったとき 【死亡(重度障害)届】 ☐ 山梨県心身障害者扶養共済年金証書 ☐ 年金受給権者(障がい者)の住民票(除票)の写し		

死亡に関連して生じる手続き(上下水道等)

〈市外局番は指定以外は 055-〉

上下水道

☒	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの
☐	水道の所有者・使用者の方	●名義変更・使用者変更・口座変更 個別の状況に応じてご案内しますので、下記に連絡し、手続きを行ってください。 ※本庁・各窓口サービスセンターで 変更申請用紙の配布、一部お預かりもできます。 上下水道料金センター 電話282-2016 (飯野3303番地 右記案内図参照) 

犬

☒	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口	
			本庁・担当課	支所
☐	犬を所有している方	●所有者の変更 所有者変更手続きが必要です。 ※個別の状況に応じてご案内します。	環境課 本館地下1階 電話282-6097	各窓口 サービスセンター

農地

☒	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口
			本庁・担当課
☐	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出 ☐ 相続した農地の明細 ☐ 相続された方の印鑑(認印)	農業委員会事務局 西別館2階 電話282-6438

森林

☒	対象者	●主な手続き・案内 ☑主な必要なもの	市役所窓口
			本庁・担当課
☐	森林を相続された方	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出 ☐ 森林の土地の位置を示す図面 ☐ 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類 ☐ 相続された方の印鑑(認印)	農政課 西別館2階 41番窓口 電話282-6207

相続について

お悩みの皆様へ



相続税のサポートに強い当事務所へ

お気軽にご相談ください

当事務所は地元地域に密着し、

「財産がどれくらいあるか」

「どのように遺産分割を行ったら良いのか」などの

ご相談に『ご依頼者と一緒に考え、進めていくこと』を
信条としています。

また、相続税対策も含め、元気なうちに
家族に財産を分けたいとお考えの方にも、
わかりやすく適切なアドバイスをいたします。

相続税の相談につきましては、
初回無料としております。
お気軽にお問い合わせください。



相続税topic 1

我が家に 相続税は発生する？

3,000万円+600万円



法定相続人数



この式を「基礎控除」と言います。
ご遺産の総額が基礎控除額を上回る
場合は、相続税の発生、申告が必要な
可能性があります。複雑な評価や計算・
手続きも、当事務所へお任せください。

相続税topic 2

相続税の 申告期限は10ヶ月

相続税には10ヶ月の申告期限が設け
られています。

まずは当事務所で「相続税申告が必要
か否か」を調べるところから始めま
せんか？

専門用語もわかりやすく、「ミスのない
申告」を心がけてご案内いたします。

相続税topic 3

不動産・土地の 評価は地元の税理士へ

相続税の金額に、土地の評価額は大き
く影響します。

不動産などの財産評価は、土地や地
元を熟知した税理士へ依頼すること
が節税への第一歩です。

地域密着型の当事務所にお任せくだ
さい。

相続税試算を無料で受け付けています。お気軽にご相談ください。



公認会計士・税理士 加藤隆博事務所

☎ 055-284-2284 【お電話受付時間】平日 9:00～17:30

山梨県南アルプス市飯野3439-9 【公認会計士 登録番号】13279 【税理士 登録番号】82648

詳細はホームページでもご案内しております。▶ <https://www.t-kato.jp>



死亡に関連して生じる手続き (児童手当、子ども医療費助成等、市営住宅)

〈市外局番は指定以外は 055-〉

こども

☒	対象制度	手続きのご案内	市役所窓口
			担当課
☐	児童手当	※手続きは、個別の状況に応じてご案内します。 ・児童及び保護者の手続きについては、事前に担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 かがやきセンター 2階 電話282-7293
☐	児童扶養手当		
☐	子ども医療費助成制度		
☐	ひとり親家庭等医療費助成制度		
☐	保育所等	※手続きは、個別の状況に応じてご案内します。 ・右記担当課または入所中の保育所等に事前にお問い合わせください。	

市営住宅

☒	対象者	●主な手続き・案内 ☒ 主な必要なもの	市役所窓口
			本庁・担当課
☐	契約者本人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される配偶者	●市営住宅入居承継承認申請書	管理住宅課 西別館1階 53番窓口 電話282-6397
☐	契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方	●市営住宅退去届 ☐ 退去届出の提出及び退去検査	
☐	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	●市営住宅世帯員異動届出 ☐ 入居契約をしている方の印鑑(認印)	

※市営住宅の手続きについては個別の状況に応じてご案内します。事前に担当課にお問い合わせください。

相続が発生してお困りの方へ

相続手続きの最初の窓口として
大木行政書士事務所にぜひご相談ください。

相続相談
実績
150件以上
※2019年～現在

相続相談無料

ご遺言・相続は何度も経験するものではないため、
どうすればいいか不安な方がほとんどです。

「こんなこと相談してもいいのかな?」というような
基本的なお悩みから、遺言書の作成、不動産名義
変更のための遺産分割協議書・相続関係図の作成、
預金の解約、保険金の請求をはじめ、株式の相続・
相続人が何十人の相続・相続不動産が何十件の相続・
国際相続などの難しい相続手続きまで、**最初の
相談窓口**としてご相談ください。 行政書士 大木 進



一人で悩まずに、まずは
お気軽にご相談ください。

大木行政書士事務所の強み

- ✓ 依頼人に寄り添った丁寧な対応
相続のデリケートなお悩みに寄り添い、親身にサポート
することを心がけております。
- ✓ 地元密着
地元に寄り添った土業事務所だからこそできるサポート
があります。
地元ならではのフットワークの軽さを活かし迅速にサポ
ートいたします。

依頼者様からの
嬉しいお声



相談内容

相続対応が複雑で、自分ではどうにもできない・・・
相談してとても親切、丁寧に相談にのっていただき、
疑問点が解消されました。ありがとうございます。

相談内容

相続手続きについて
相談してすべて手続きをして頂き、
自分自身の手間がいらなかった。



大木行政書士事務所

〒400-0417 山梨県南アルプス市清水302-2

【平日】9:00～19:00 【土曜日】午前中

お問い合わせは
コチラから>>> 090-5416-7227

Tel 055-283-2888 Fax 055-283-2888

✉ susumuohgi@yahoo.co.jp

大木行政書士 南アルプス 検索

ホームページは
こちらから



その他、市役所以外で行う必要がある手続き(ご案内)

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

対象		主な手続き	該当	済	手続き先
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・手続き方法、必要書類は管轄の家庭裁判所にお問い合わせください。		☐	甲府家庭裁判所 (甲府市中央1-10-7)
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。		☐	(家事受付係) 電話055-213-2541
預貯金口座等	口座解約手続き	金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。		☐	各金融機関等
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求	保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。		☐	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	名義変更・解約等	保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。		☐	加入していた損害保険会社 または代理店
株式等	名義変更	証券会社等によって必要書類は異なります。		☐	証券会社等
国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債(または証券保管証書) 内容等によって必要書類は異なります。		☐	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の 郵便局
普通自動車	自動車税に関する こと及び名義変更 等に関すること	自動車税については、右記へお問い合わせください。		☐	山梨県自動車税センター 電話055-262-4662
		普通自動車の名義変更等については、 右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者) に課税されます。名義変更・廃車等 は早めの手続きをお願いします。		☐	山梨運輸支局 (笛吹市石和町唐柏1000-9) 電話050-5540-2039
軽2輪(125cc超 250cc以下)、 2輪の小型自動車 (250cc超)	廃車・名義変更等 に関すること	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者) に課税されます。名義変更・廃車等 は早めの手続きをお願いします。		☐	山梨運輸支局 (笛吹市石和町唐柏1000-9) 電話050-5540-2039
三輪及び 四輪の軽自動車	廃車・名義変更等 に関すること	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者) に課税されます。名義変更・廃車等 は早めの手続きをお願いします。		☐	軽自動車検査協会 (笛吹市石和町唐柏792-1) 電話050-3816-3121
国税関係	所得税・相続税 消費税に関する こと	右記へお問い合わせください。		☐	甲府税務署 (丸の内1-1-18 甲府合同庁舎) 電話055-254-6105(代表)
不動産登記関係	土地・ 家屋等移転登記	右記へお問い合わせください。		☐	甲府地方法務局 (丸の内1-1-18 甲府合同庁舎) 電話055-252-7151(代表)

対象	主な手続き		該当	済	手続き先
固定電話	契約承継・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。		☐	各契約会社
携帯電話・インターネット	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。		☐	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。		☐	NHK甲府放送局 電話055-255-2148
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。		☐	各契約会社
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。		☐	山梨県総合交通センター 電話055-282-0533
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。		☐	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。		☐	各契約会社
スプリンクラー加入者	名義変更	右記に連絡し、手続きを行ってください。		☐	南アルプス土地改良区 電話055-282-4528

手続きに要する証明書等について

- 手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。
- 戸籍、住民票、印鑑証明書、所得証明書、評価証明書等の各証明書は本庁戸籍市民課、各窓口サービスセンターで取得できます。
(印鑑証明書の交付には、必ず『印鑑登録カード』の提示が必要です。)
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。

死亡に関する手続きに関してよくある質問

Q 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A 多くの方の場合、お手続きが必要となります。

＜主なもの＞

健康保険: 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。亡くなられた方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

介護保険: 65歳以上の方、または介護認定を受けている方は、手続きが必要です。介護認定関係や保険料関係の手続きがあります。

年金関係: 年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、支給の可否や請求できる方が異なります。
事前に年金事務所にお問い合わせいただき、ご確認の上で手続きをお願いします。

税金関係: 課税状況等によって、お手続きが必要な場合があります。

Q 国民年金・厚生年金は年金事務所に行けばよいですか？

A 国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。
厚生年金(共済年金)がある方は、年金事務所(共済組合)での手続きとなります。
ただし、市役所で取得する証明書(戸籍・住民票(除票)等)が必要になります。
必要となる書類やその取得方法は、市役所でもご案内しています。

Q 亡くなった方の保険証・資格確認書などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A 証書類に不足があった場合は、状況にあわせてご案内いたします。
お持ちいただくものについては、各頁をご覧ください。

Q 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A 本籍が本市にある場合、原則として死亡届を受理した日より戸籍審査を経た後のおよそ1週間から10日後に交付できます。届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。
本籍が本市以外の場合、取得可能となる時期は本籍地の市区町村戸籍窓口にご相談ください。なお、ご遠方などで本籍地の窓口での取得が難しい場合は、郵送での請求や配偶者・直系親族の方は本市窓口での広域交付ができます。詳しくは戸籍市民課または各窓口サービスセンターにご相談ください。

農地、相続のご相談から 土地査定・売却までお任せください！



- ・遺産相続の手続きはどうすればいいの？
- ・遺言書ってどうやって書いたらいいの？
- ・親の古家や田畑の管理方法、売却の相談をしたい！
- ・妻や子供が困らないように財産を整理したい！



- ・農地の活用、転用をしたい。
- ・農地を貸したい！売却したい！
- ・農地を相続した。どうしよう！？

相談無料
秘密厳守

このような心配事は

行政書士・宅地建物取引士にご相談を！



買取りいたします！
査定は無料です。

まずはお気軽にご相談ください！



とちの木行政書士事務所

甲府市上今井町1 2 1 0 番地1 ☎ 055-244-2555

山梨県知事（3）第2365号



株式会社とちの木

甲府市上今井町1 2 1 0 番地1 TEL 055-267-6888

✉ info@tochinoki-kofu.co.jp

株式会社とちの木

🔍 検索

お子様や身よりのない方

今後の祖先の墓所の維持にお困りの方

永代供養でそのお悩み解消しませんか？

日蓮宗 顕信坊 けん しん ぼう

妙光苑 永代供養墓

新しいお墓のかたち「顕信坊」「妙光苑」は、
様々なお墓や供養に対する不安を解消し、
永代にわたりお寺で供養・管理します。



永代供養料
10万円

(ご納骨後5年間で合葬供養の場合)

- ◆過去の宗旨・宗派は問いません。
- ◆管理費・維持費は一切かかりません。
- ◆改葬も受付いたします。
- ◆ご事情にあわせて納骨、永代供養をいたします。

所在地 〒400-0301 山梨県南アルプス市桃園619

アクセス

【公共機関の場合】
甲府駅より山交バスにて桃園で下車、徒歩3分。
【お車の場合】
南アルプスICより車で5分。
旧国道52号線沿い。

顕信坊 南アルプス市永代供養墓

検索



まずはお電話で、
お気軽にご相談下さい。

お問い合わせ

TEL 055-282-2761 蓮経寺 〒400-0301 南アルプス市桃園931
顕信坊・蓮経寺 住職 柏原啓修